

～山元町移住・定住支援補助金～

受付期間：令和5年4月1日から

令和7年3月31日まで



「新婚世帯・子育て世帯・新規転入者」
のマイホーム取得を支援します！

山元町では、町へ移住・定住するために住宅を新築または購入した新婚・子育て世帯などに補助金を交付します。

【移住・定住支援補助金制度の概要】※申請条件については裏面をご確認ください。

	補助金の対象となる者		新築住宅取得		中古住宅取得
	住宅取得奨励事業	新婚・子育て世帯	新規転入者	基本補助金	220万円
町在住者等			120万円		90万円
その他の新規転入者		50万円	20万円		
町内事業者と契約(新築・建売購入)		加算補助金	30万円	*****	
住宅用地を購入			20万円	*****	
指定区域で新築・建売購入			30万円	*****	
新規転入者が坂元地区で新築・購入			30万円		
新婚・子育て世帯がUターン			10万円×転入する世帯員数		
その他の支援事業	民間賃貸住宅家賃助成事業 (新婚・子育て世帯、新規転入町内就業者)		月額2万円(上限)×24月分 (年度末に精算支払い)		
	住宅リフォーム支援事業 (新婚・子育て世帯)	基本補助金額		50万円(上限)	
		加算補助	町内事業者と契約	10万円	
事業者向け	定住紹介奨励事業 (建築業者・宅地建物取引業者) ※対象世帯に住宅を取得させた場合に奨励金を交付します。		新婚・子育て世帯の 新規転入者	20万円(1件)	
			その他の世帯の 新規転入者	10万円(1件)	

◎山元町に5年以上定住する予定の世帯が対象の制度です。5年以内に山元町外に転出した場合は、交付した補助金を返還していただきますのでご注意ください。

(被災者生活再建支援金等の支給を受けた町内世帯は対象となりません。)

☆申し込み・問い合わせ☆
〒989-2292 宮城県亶理郡山元町浅生原字作田山32番地
山元町役場 子育て定住推進課 子育て定住推進班
TEL: 0223-36-9835
FAX: 0223-37-4144
E-mail: kosodate.k@town.miyagi-yamamoto.lg.jp
山元町HP <http://www.town.yamamoto.miyagi.jp>

☆ 補助金の申請ができる方 ☆ 下記の条件を満たす場合でも対象にならないことがあります

住宅取得奨励事業（新築住宅・中古住宅）※補助金の加算要件あり

必須条件①	令和5年4月1日以降に住宅建築・購入の契約をした方 (申請の時点で住宅の引渡しを受けていないこと(例外あり※))
必須条件② いずれかの要件を満たす世帯	新規転入者：町外に直近で2年以上住民登録をしている方 (申請の時点で山元町に住民登録をしていないこと)
	新婚世帯：年齢の合計が80歳以下で、婚姻8年目までの夫婦
	子育て世帯：18歳以下の同居の子どもを扶養している世帯

※建売住宅・中古住宅を購入して転入する新規転入者については、購入契約の日から3ヶ月以内に限り、住宅引き渡し後であっても申請できる場合がありますのでご相談ください。

民間賃貸住宅家賃助成事業

必須条件①	月額3万円以上の金額で普通借家契約(建物の賃借)をして令和5年4月1日以降(例外あり※)に入居した方
必須条件② いずれかの要件を満たす世帯	新規転入町内就業者：町外に直近で2年以上住民登録をしていた方で令和5年4月1日以降に町内で新たに就職等をした方 (申請の時点で山元町に住民登録をしていること)
	新婚世帯：年齢の合計が80歳以下で、婚姻8年目までの夫婦
	子育て世帯：18歳以下の同居の子どもを扶養している世帯

※令和4年4月に町内で就業した新規転入町内就業者については、町内で新たに就業等をした日の30日前までに入居した場合も対象になります。

住宅リフォーム支援事業 ※補助金の加算要件あり

必須条件①	令和5年4月1日以降に50万円以上の対象となるリフォーム工事等を行い居住する方(申請の時点で工事前であること)
必須条件② いずれかの要件を満たす世帯	新婚世帯：年齢の合計が80歳以下で、婚姻8年目までの夫婦
	子育て世帯：18歳以下の同居の子どもを扶養している世帯

その他の要件について(補助金の加算を受ける方向け)

坂元地区転入者	坂元地区(住所の大字が坂元及び真庭)に住宅を取得して転入する新規転入者
Uターン世帯	新婚・子育て世帯の新規転入者で、転入する世帯員のなかにUターンする者(過去に5年以上山元町に住民登録をしていた方)がいる世帯
町内事業者	山元町内で建築業を営む事業者
土地取得	住宅を建築するために20万円以上の価格で土地を購入する(農地の場合は用途変更の許可申請がされていること)
指定区域	町内で公共下水道の整備を計画する事業区域及び農業集落排水事業区域として指定している区域※

※津波防災区域(第1種区域・第2種区域)にあたる場合は対象とされないことがあります。

「住むならやっぱり山元町・子育てするなら山元町」